

「災害ボランティア割引制度」の実現を求める意見書

我が国は災害列島と言われるように、近年は地震に津波、台風や豪雨、豪雪、竜巻、噴火などの自然災害が多発している。

また、近い将来に発生すると予測される南海トラフ地震や、首都直下型地震、東南海・南海地震など大規模災害にも備えなければならない。

東日本大震災の発災では、被災者への支援としてボランティアにより家屋の清掃、家財の搬出、がれきの撤去がいち早く行われた。また、要援護者への訪問介護や心のケア、傾聴ボランティアなど、ボランティアによる救援活動が行われてきた。最近では発災直後からボランティアを求められるケースも多くなってきている。

社会福祉法人全国社会福祉協議会の災害ボランティアセンターで受け付けたボランティア活動者数と兵庫県発表の一般ボランティア活動者数推計を比較すると、東日本大震災の発災後3カ月間で被災地に入ったボランティア数は、阪神・淡路大震災の同期間に比べて約76万人少ないと言われているが、過去の実績から1日10万人以上、延べ1000万人以上が必要になるという専門家の見解も示されている。それだけのボランティア数を確保するためには、遠隔地を含め全国的かつ長期にわたる支援に頼る必要がある。

ボランティアの必要性や重要性が叫ばれる中で、各種の調査では、交通費、宿泊費の負担が支障となり、災害ボランティアに参加できない人が多いことが明らかになっている。

これらの負担を軽減するため、これまで、鉄道会社や航空会社などの独自割引制度や、地方自治体によるボランティアバスの運行支援などの取り組みが官民において行われた事例があるが、国によるボランティア支援制度はいまだない。

よって、国においてはこのような支援について、より多くの災害ボランティアの参画に向けて、交通費や宿泊費、ボランティア保険割引等の支援制度を実現するために、全国的な基金の創設など災害ボランティアを社会全体で支える「災害ボランティア割引制度」の実現を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月22日

名取市議会議長 郷内 良治

内閣府特命担当大臣（防災） 殿

国 土 交 通 大 臣 殿

総 務 大 臣 殿

財 務 大 臣 殿

内 閣 総 理 大 臣 殿